

# ホームページ制作及び運用代行業務委託基本契約

本業務委託基本契約申込者と(以下「甲」という)と、株式会社 dejapon (以下「乙」という)は、以下の条件により、業務委託基本契約(以下「本契約」という)を締結する

## 第1条(目的)

1. 甲は、乙に対し、次の業務を委託するものとし、乙は、これを受託するものとする。
2. 乙は、甲の事業遂行に関し必要な下記業務を、甲に対して行なうものとする。
  1. ホームページテキスト立案及びライティング
  2. ホームページドメイン・サーバー取得及び保守(取得済みの場合はこの限りではない)
  3. ワードプレス設置及び構築
  4. ホームページデザイン企画及び立案
  5. アクセス解析設置
  6. メール設置及び設定
  7. seo 対策及び改善
  8. アクセス解析及びサイト改善
  9. コンテンツ追加
  10. その他、上記に係るコンサルティング業務

## 第2条(報酬及び支払い方法)

1. 甲は、乙に対し、基本委託業務遂行の報酬の内、第一条の2の1.~6.に係る構築及び制作の初期費用としてお申し込み月末日迄に、金 50,000 円(消費税別)を乙が指定する金融機関口座に振込みにて支払うことを基本とするものとする。但し、振込手数料は、甲の負担とする。
2. 甲は、乙に対し、基本委託業務遂行の報酬の内、第一条の2の7.~10.に係る運用及びコンサルティング業務遂行費用として、月額金 10,000 円(消費税別)を、当該月の末日締切、翌月 27 日に、口座引き落としにて支払うことを基本とする。
3. 乙が前条の業務を遂行するために要する、それ以外の費用に関しては、都度、作業内容に応じて別途協議し取り決め、支払うものとし、別途「個別契約書」にて定めるものとする。

## 第3条(契約期間)

1. 本契約期間は、申込日から1年間とする。
2. 契約期間満了日の一ヶ月前までに書面による契約終了の申し出がない場合、本契約は一ヶ月の期間で自動的に更新し、以後も同様とする。

## 第4条(所有権)

1. 本契約の業務遂行にあたり、発生する成果物の内、乙が登録・製作を行った成果物の所有権は乙に帰属する。
2. 本契約の業務遂行にあたり、甲が用意した素材(写真素材・動画素材等)の所有権は甲に帰属する。

## 第5条(契約解除)

甲及び乙は、相手方に対し、1ヶ月以上前に書面により解約の予告を通知することにより、本契約を解約することができる。

## 第6条(機密保持)

1. 甲および乙は、本契約に基づき相手方より開示を受けた業務情報、ならびに貸与を受けた業務資料の内、機密性を有するもの(以下「機密情報」という)につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、本契約の目的以外に使用したり譲渡等の処分を行ってはならず、また、相手方の書面による同意を得ることなしに第三者に開示漏洩してはならないものとする。但し、以下の場合はこの限りではない。
  - (1) 取得したときに既に公知、公用となっているもの。
  - (2) 取得した後に当該情報の取得者の責によることなく公知、公用となったもの。
  - (3) 取得する以前に当該情報の取得者が既に知得していたことを証明できるもの。
  - (4) 正当な権利を有する第三者より開示を受けたことを証明できるもの。
  - (5) 機密情報によることなく、独自に開発したことを証明できるもの。
2. 本条の規定は、本契約終了後も、終了事由の如何にも拘らず有効に存続するものとする。

## 第7条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約各項に疑義が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

## 第8条(管轄裁判所)

本契約に関し、甲と乙の間に紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第9条(契約締結)

本サイト(<http://shokunin-hp.info/>)お申し込みフォーム内、「本契約に同意する」のチェックボックスにチェックを入れ、必要事項を記入し、送信することにより、本契約を締結する。